

令和8年度野辺地町浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽を設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その交付については、野辺地町補助金等の交付に関する規則（昭和56年野辺地町規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「浄化槽」とは、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

- (1) 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽であること。
- (2) 法第4条第2項に規定する構造基準に適合するものであること。
- (3) 生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率が90%以上であり、放流水のBOD日間平均値20mg/L以下となる機能を有するものであること。
- (4) 「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付け衛浄第34号。以下「指針」という。）」に適合するものであること。
- (5) 処理対象人員が10人以下であること。
- (6) 全国浄化槽推進市町村協議会に登録されたものであること。

(補助の対象)

第3条 補助金は、野辺地町内において、住宅（店舗等の床面積が総床面積の2分の1以上である併用住宅を除く。以下同じ。）の既設単独処理浄化槽若しくは既設くみ取り槽を浄化槽に設置換えする者又は浄化槽が新たに設置されることとなる住宅を購入する者であって、法第8条及び第9条に基づく保守点検及び清掃の実施、並びに法第7条及び第11条に基づく検査の受検を適正に行う者に対し交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者には補助金を交付しない。

- (1) 法第5条第1項の規定に基づく設置等の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく確認を受けずに浄化槽を設置する者
- (2) 一般社団法人全国浄化槽団体連合会が実施する小型合併処理浄化槽機能保証制度（以下「機能保証制度」という。）に基づき保証登録された浄化槽以外の浄化槽を設置する者
- (3) 住宅を借りている者で、賃借人の承諾を得られない者
- (4) 販売及び賃貸等の目的で、住宅に浄化槽を設置する者
- (5) 浄化槽の設置場所に住民登録をしていない者（第9条第1項に定める実績報告書の提出時までには住民登録することを確約できる者を除く。）
- (6) 補助金の申請時において、市町村税の滞納がある者（浄化槽が設置される住宅に居住する同居者を含む。）
- (7) この補助金の交付決定の通知を受ける前に、当該補助金に係る浄化槽の工事に着手した者

- (8) 過去に野辺地町浄化槽設置整備事業費補助金の交付を受けた者
- (9) 単独処理浄化槽又はくみ取り槽から浄化槽へ転換を行う者であって、当該単独処理浄化槽又はくみ取り槽の撤去を行わない者（洗浄、消毒等の公衆衛生上適切な措置を講じた上で、単独処理浄化槽を撤去せず雨水貯留槽等として再利用する者を除く。）
- (10) 既に浄化槽が設置されている住宅に居住する者（汚水処理未普及解消につながる場合を除く）

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

- (1) 浄化槽の設置に要する費用
- (2) 単独処理浄化槽又はくみ取り槽の撤去に要する費用（浄化槽の設置に当たり撤去が必要な場合及び撤去跡地に浄化槽が設置できない場合であって、同一敷地内に浄化槽を設置する場合に限る。）
- (3) 宅内配管工事に要する費用（単独処理浄化槽又はくみ取り槽からの転換であって、浄化槽の設置に当たり施工する宅内配管工事に限る。）

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費又は次に掲げる限度額のいずれか少ない額とする。ただし、算出した額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 浄化槽の設置に要する費用

人槽区分	限度額
5人槽	414,000円
7人槽	474,000円
10人槽	660,000円

(2) 単独処理浄化槽又はくみ取り槽の撤去に要する費用

設置区分	限度額
単独処理浄化槽からの転換	150,000円
くみ取り槽からの転換	120,000円

(3) 宅内配管工事に要する費用 限度額330,000円

(交付の申請)

第6条 規則第3条の補助金等交付申請書は、令和8年度野辺地町浄化槽設置整備事業費補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の申請書に添付する書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 審査機関を経過した浄化槽設置届出書の写し

- (2) 設置工事を監督する浄化槽設備士の浄化槽設備士免状の写し
- (3) 設置場所の案内図、設置浄化槽の構造図、配置図及び配管図
- (4) 指針に適合することを証する登録証の写し及び登録浄化槽管理票（C票）
- (5) 機能保証制度に基づく保証登録証
- (6) 浄化槽設置工事の契約書の写し又は見積書（配管工事を含めた工事明細書）の写し
- (7) 申請者及び当該住宅に居住する者全員の住民票の写し
- (8) 申請者及び当該住宅に居住する納税義務者全員の完納証明書
（居住地において前年度の完納状況が確認できる証明書）
- (9) 補助金申請時において浄化槽設置場所に住民登録をしていない場合は、確約書
- (10) 従前住宅の確認に係る状況報告書（別紙）
- (11) 浄化槽排水管接続に係る道路占用許可又は行政財産使用許可の写し（浸透枳設置の場合を除く。）
- (12) 住宅を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (13) 申請者の振込指定口座の写し（通帳の写し等）
- (14) その他町長が必要と認める書類

3 第1項の申請書の提出期限は、令和8年11月27日とする。

（交付の条件）

第7条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定を受けた場合において、規則第5条の規定により付された条件とする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ令和8年度野辺地町浄化槽設置整備事業費補助金事業変更承認申請書（様式第2号）を町長に提出し、その承認を受けること。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を廃止しようとするときは、あらかじめ令和8年度野辺地町浄化槽設置整備事業費補助金事業廃止承認申請書（様式第3号）を町長に提出し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業が事業完了予定日までに完了しない見込みとなった場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告し、その指示を受けること。

（交付の決定）

第8条 規則第6条の補助金等交付決定通知書は、令和8年度野辺地町浄化槽設置整備事業費補助金交付決定通知書（様式第4号）とする。

（実績報告）

第9条 規則第12条の補助事業等実績報告書は、令和8年度野辺地町浄化槽設置整備事業費補助金実績報告書（様式第5号）とする。

2 前項の報告書に添付する書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法第7条の検査に係る申込書の写し（設置届添付用の払込金証明票を含む。）
- (2) 浄化槽保守点検及び清掃業務委託契約書の写し又はこれを証明する書類
- (3) 工事費明細書等浄化槽設置工事費を確定できる請求書及び領収証の写し

- (4) 工事写真及び出来形（配置図、配管図及び縦断図等）
- (5) 浄化槽設備士が適正な施工を確認したことを証するもの（浄化槽工事完了チェックリスト）
- (6) 補助金の申請時において浄化槽設置場所に住民登録をしていない場合は、申請者及び当該住宅に居住する者全員の住民票の写し
- (7) 浄化槽使用廃止届出書の写し（単独処理浄化槽を廃止した場合に限る。）
- (8) 産業廃棄物管理票（E票）の写し（単独処理浄化槽又はくみ取り槽の撤去を伴う場合に限る。）
- (9) その他町長が必要と認める書類

3 第1項の報告書の提出期限は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和9年2月26日のいずれか早い日とする。

（補助金の額の確定通知）

第10条 規則第13条の補助金等交付額確定通知書は、令和8年度野辺地町浄化槽設置整備事業費補助金交付額確定通知書（様式第6号）とする。

（水質検査結果の報告）

第11条 補助金の交付額の確定の通知を受けた者は、浄化槽の使用開始後3年間に限り、法第7条及び第11条の規定による水質検査の結果の写しを町長に提出しなければならない。

（維持管理義務）

第12条 申請者は、浄化槽の機能を適正に保つため、法第10条第1項に規定する保守点検及び清掃を行うほか、適正な維持管理を行わなければならない。

（補助金の請求等）

第13条 補助金の請求は、第10条の通知を受けた後、令和8年度野辺地町浄化槽設置整備事業費補助金請求書（様式第7号）を町長に提出して行うものとする。

2 補助金は、申請者に対し口座振込により交付する。

（施工状況の確認）

第14条 町長は、補助事業を適正に執行するため、浄化槽の設置工事の状況を施工現場において確認することができる。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。